議案第８８号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和　８　年１１月３０日

提出者　調布市長　林　　明　裕

提案理由

調布駅周辺地区地区計画及び布田地区地区計画において新たに地区整備計画が定められた区域を適用区域に加えるとともに当該区域に係る建築物の制限について定めるほか、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市条例第　　号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成９年調布市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表第１　２の項中「平成２８年調布市告示第２３６号」を「令和８年調布市告示第３７０号」に改め、同表６の項中「平成２８年調布市告示第２３６号」を「令和８年調布市告示第３７１号」に改める。

別表第２　２　調布駅周辺地区整備計画区域の表駅前拠点Ａ地区の項及び駅前拠点Ｃ地区の項から駅前拠点Ｅ地区の項までの規定中「及び場外車券売場」を「、場外車券売場」に、「及び同条第５項」を「、同条第５項」に改め、同表商業・業務Ａ地区の項イの欄を次のように改める。

建築してはならない建築物 １　倉庫業を営む倉庫 ２　風営法第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供する建築物 ３　法別表第２（へ）項第２号又は（と）項第３号に掲げる工場 ４　地上１階及び２階の部分を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用

	途に供する建築物（居住の用に供する玄関、階段等はこの限りでない。） 5　勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの								

別表第２　２　調布駅周辺地区整備計画区域の表商業・業務Ｂ地区の項中「及び同条第５項」を「、同条第５項」に改め、同表に次のように加える。

幹線沿道地区	建築してはならない建築物（次の１から４まで及び７にあっては、第一種住居地域において建築することができるものを除く。） １　工場 ２　自動車修理工場 ３　危険物の貯蔵又は処理に供するもの ４　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ５　勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ６　カラオケボックスその他これに類するもの ７　ホテル、旅館その他これらに類するもの ８　倉庫業を営む倉庫 ９　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 10　風営法第２条第１項第２号から第５号までに掲げる営業の用に供する建築物	――	――	100 平方メートル。ただし、現に存する敷地の面積が100平方メートル未満の場合は、その面積を敷地面積の最低限度とする。	――	――	――	――	――

別表第２　６　布田地区整備計画区域の表商業地区の項中「主要市道２１号線」を「市道Ｃ２１号線」に改め、「マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、」を削り、同表に次のように加える。

幹線沿道地区	建築してはならない建築物（次の１から４まで及び７にあっては、第一種住居地域において建築することができるものを除く。） １　工場 ２　自動車修理工場 ３　危険物の貯蔵又は処理に供するもの ４　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ５　勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ６　カラオケボックスその他これに類するもの ７　ホテル、旅館その他これらに類するもの ８　倉庫業を営む倉庫 ９　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 10　風営法第２条第１項第２号から第５号までに掲げる営業の用に供する建築物	――	――	100 平方メートル。ただし、現に存する敷地の面積が100平方メートル未満の場合は、その面積を敷地面積の最低限度とする。	――	――	――	――	――

附　則

この条例は、公布の日から施行する。